

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速実験炉原子炉施設の設置変更許可申請に係る事業者とのヒアリング（４５）
2. 日時：令和２年１０月２２日（木）９：３０～１０：３０
3. 場所：原子力規制庁１０階南会議室
※本ヒアリングは、テレビ会議システムで実施
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門
菅原企画調査官、小舞管理官補佐、有吉上席安全審査官、
片野安全審査官、加藤係員、山田係員
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
安全・核セキュリティ統括部 安全・核セキュリティ推進室 担当者
大洗研究所 高速実験炉部 部長 他７名
5. 要旨
○原子力規制庁から、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）に対して１０月２０日のヒアリングで説明があった設置許可基準規則第５３条（多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止）について、以下の内容を伝えた。
 - (１) 炉心損傷防止が困難な事故シーケンスについて、機器の多重故障による事象だけではなく、直接炉心損傷に至る機能喪失事象の可能性も検討すること。なお、直接炉心損傷に至る機能喪失の想定に当たっては、静的機器のみの多重故障だけではなく、静的機器と動的機器双方の最小の組み合わせに基づく機能喪失も検討すること。
 - (２) 実用炉で必ず想定する事故シーケンスグループと常陽の事象グループを比較し、実用炉で必ず想定する事故シーケンスグループが常陽の事象グループとして想定されているか説明すること。また、実用炉で必ず想定する事故シーケンスグループが常陽にあてはまらない場合は、設備上の特徴などから相違を説明すること。
 - (３) 深層防護の考え方について、第２層の異常な過渡変化、第３層の DBA 及び第４層の BDBA の関係について、事象とその対策に失敗した場合の関連性が分

かるよう、資料の中で整理をして説明をすること。

- (4) 常用系の設備や DBA 対応設備としている設備を新しく BDBA 対応設備としての機能を期待する場合には、その信頼性について確認をする必要がある。

○原子力機構から、承知した旨の返答があった。

6. 提出資料
なし